

# 健康診査費の助成について

埼玉県医師会健康保険組合

当健保組合では、保健事業の一環として被保険者及び被扶養者の健康の保持増進のため、健康診査を受けた方について、その費用を**同年度に1回助成**しております。

## 助成対象者について

毎年度4月1日において本組合の被保険者及び30歳以上の被扶養者（年度途中での加入を除く）で、**健診日において被保険者等の資格を有する方**です。

また、**既に受診券(集合契約)による特定健康診査を受けた方は対象外です。**

## 助成の対象となる健診項目について

基本的な健診項目（必須項目）

特定健康診査の対象者40歳（実施年度中に40歳になる方）から75歳に達する者（実施日において75歳未満の者に限る）の被保険者及び被扶養者については、基本的な健診項目（必須項目）をすべて実施した場合に助成します。**必須項目が未実施の場合は、助成の対象になりません。**

その他の健診項目

この健診項目は、受診者の希望で実施できます。実施した場合に助成します。詳しくは、3頁の「助成の対象となる健診項目」を参照してください。

## 助成金額について

助成金額は、健康診査項目すべて（基本的な健診項目（必須項目）及びその他の健診項目）実施した場合に、**12,750円**を限度に健保組合が助成します。但し、未実施の健診項目がある場合は、助成金を減額します。

## 健診医療機関について

健康診査費の助成の対象となる健診医療機関については、被保険者の勤務している医療機関及び健保組合と健診に関する契約している都市医師会等の運営する健診機関、又は健保組合加入の医療機関等とします。

詳しくは、添付「健診機関一覧表」を参照してください。

## 健康診査結果について

健康診査結果に基づき、特定保健指導・データヘルス計画の対象者には、事業主と連携して通知いたします。事業主を通して通知されることに同意できない場合は、「不同意申出書」の提出が必要となりますので、当組合までご連絡ください。

## 健康診断を受診する場合の手順について

健康診断を**希望する健診医療機関へ、電話で直接予約**をしてください。この場合、**必ず「埼玉県医師会健康保険組合の健康診査費助成事業の健診項目を受診し、助成金制度を利用したい」旨を実施機関の予約窓口で申し出て**ください。

健診受診の際は、健診機関の窓口に**必要事項を記入した4頁の「健康診査費助成金申請書」と「保険証」を提示**してください。

また、特定健康診査の対象者40歳から75歳に達する方（実施日において75歳未満であること）については、**5頁の「特定健診質問票」も事前に記入し、いっしょに提出**してください。

健康診査項目（基本的な健診項目（必須項目）及びその他の健診項目）についての費用は、健保組合が健診機関へ支払いますので、一部負担金（消費税、助成金対象外の健診項目の費用）を健診機関で受診時にお支払いください。

また、健診費用を受診者が全額健診機関へ支払いをした場合は、4頁の「健康診査費助成金申請書」に必要事項を記入し、「健診結果の写し」と5頁の「特定健診質問票」及び「領収書の写し」を添えて、健保組合へ助成金を申請してください。健診結果を確認後、受診者の指定の口座に**12,750円**を限度に健保組合が振り込みます。

助成金の支払いは、年度単位で行っています。したがって、遅くとも**3月31日までに申請(必着)**されないと、支払いが出来なくなりますので、申請漏れのないようお願いします。

問い合わせ先 埼玉県医師会健康保険組合 健診担当 電話 048-832-7882